

野生鳥獣による農作物被害対策の概要

趣 旨

現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対し、国や県が支援を行います。（鳥獣被害防止特措法）

内 容

（１） 市町村が鳥獣被害防止計画を作成します。

※野生鳥獣による農作物被害があることが前提となります。

（２） 被害防止計画を定めた市町村には、被害防止対策を推進するために下記の支援等が受けられます。

財政
支援

農林水産省の補助事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）による支援や、特別交付税による支援など、必要な財政上の支援が受けられます。

人材
確保

鳥獣被害対策実施隊※を設置すると（隊員は非常勤の公務員）、隊員は狩猟税の軽減措置等が受けられます。



※１ 実施隊とは、被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置など実践的な活動を行う「被害対策チーム」です。

※２ 実施隊の設置には、①隊員の報酬を条例で定め、②市町村長が隊員を任命する手続きが必要です。

※３ 実施隊設置市町村には、国交付金の優遇措置が受けられます。

市町村の被害防止計画作成イメージ

STEP ①

鳥獣被害防止対策協議会の設置

→ 構成員：市町村、県、猟友会、JA、共済組合、鳥獣保護管理員等

☆ 被害防止計画の作成に関する協議や被害防止計画実施のための連絡調整

STEP ②

鳥獣被害対策実施隊又は有害鳥獣捕獲隊の設置

☆ 捕獲など鳥獣被害対策の実践的な活動を担う組織

STEP ③

被害防止計画の作成

☆ 市町村が計画を作成 → 茨城県知事に協議 → 県の同意を得て、公表

市町村の被害防止計画に記載する主な事項

- ① 対象鳥獣の種類及び被害防止計画の期間（3年程度）等
- ② 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的な方針
（被害の現状・軽減目標等）
- ③ 対象鳥獣の捕獲に関する事項（捕獲体制、捕獲計画等）
- ④ 防護柵の設置、生息環境管理その他被害防止施策に関する事項
（侵入防止柵の整備計画・管理等）
- ⑤ 被害防止施策の実施体制に関する事項（協議会、関係機関、実施隊等）

国、県の補助事業（R6年度）

（1） 主な補助メニュー

① 被害防止活動への支援

- ・ ICT機器や箱わな等の導入に対する支援
- ・ 電気柵等侵入防止施設の設置に対する支援

② イノシシ等を「近づけない」環境づくりへの支援

- ・ 農地周辺の緩衝帯の設置に対する支援

③ 捕獲活動への支援等

- ・ イノシシ等有害鳥獣の捕獲経費に対する支援



（2） スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国割当内示 実施計画書の作成・提出 （国↓県↓市）	事前着工届の提出 （市↓県）	実施計画書の承認 （県↓市）	交付申請書の作成・提出 （市↓県↓国）	国交付決定 （国↓県↓市）	事業実施					実績報告書の作成・提出 （市↓県）	事業費の確定 （県↓市）